松山地方裁判所 出張講義 人間環境大学

実施結果報告　令和6年7月17日実施

人間環境大学看護学部3年生に対し、当庁民事部の坂井裁判官による出張講義を実施しました。講義後には、生徒が講師の元へ行き、質問をする様子が見られました。

民事裁判と刑事裁判

民事裁判と刑事裁判の違いについて、看護学部生が将来直面する恐れのある医療過誤の事例（患者の転倒事件・誤点滴事件）を取り上げて、それぞれの裁判の目的や過失の程度、判断をする時の着眼点などを比較して説明しました。

裁判員裁判の意義

裁判員裁判の評議では「ある事実があったか、なかったか」を判断する際に、裁判員の知識や経験則から意見を出してもらいます。法律家以外の意見を法律家の判断の中に取り入れる重要性と、法律家以外が法律を知ることとの関係性について説明しました。

坂井裁判官 PROFILE
令和6年4月に松山地裁民事第2部に着任。趣味は、ボート（漕艇）、ミュージカル鑑賞、読書。愛媛にきて美生柑の美味しさに感動。

松山地方裁判所では、依頼先のご要望に添って「出張講義」を行っています。詳しくはHPをご覧ください。